

林務関係工事における中東情勢の変化による資材の流通状況を踏まえた対応について

1 概要

林野庁では、中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところであるが、当該事項の対応方法について定めた。これを踏まえ、本県においてもこれに準じた運用を開始することとする。

2 用語の定義

- ・調達検討資材：供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする資材
- ・別途調達経費：代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費

3 対象工事

愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注する林務関係の工事とする。

4 適用

本通知は、設計審査承認日が令和8年9月1日以降の工事に適用する。

なお、令和8年9月1日以前に設計審査承認された工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

5 調達検討資材

ナフサを由来とする以下の資材を想定

- ・硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板、吸出し防止材、遮水シート、塗料(路面標示塗料、さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む)、防水材(シーリングを含む)、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)、獣害防護柵 等

【参考】中東情勢により影響を受けている建設資材の価格・需給動向の情報

一般財団法人建設物価調査会：<https://www.kensetu-bukka.or.jp/>（ニュースリリース）

一般財団法人経済調査会：<https://www.zai-keicho.or.jp/>（News）

6 対応方法

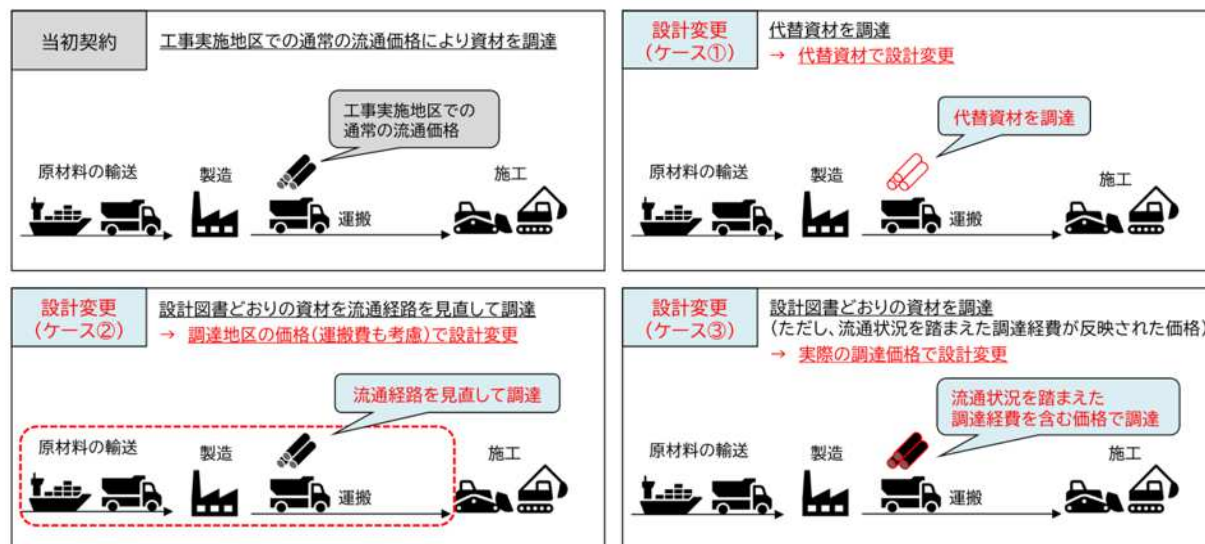
- (1)発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、請負者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。
- (2)請負者は、調達検討資材について納期の遅延や別途調達経費が必要となる等の事象が確認された場合は、発注者と協議するものとする。
- (3)発注者は、調達検討資材の納期遅延を考慮し工程の見直しを図ること。

(4) 工程の見直しを図っても調達検討資材の納期が間に合わない場合や代替資材を使用すること等で優位性が確保できる場合は、以下の対応を行うこと。

- ① 調達検討資材の代替資材を使用。
- ② 調達検討資材の流通経路を見直し。
- ③ 別途調達経費を含んだ調達検討資材を使用。

(5) 請負者から、別途調達経費に係る証明書類（調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

参考：設計変更のイメージ（国交省資料抜粋）



(6) 設計変更理由は以下のとおりとする。

【設計変更理由】

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの。

ア 自然現象、その他不可抗力による場合

令和 8 年 8 月 1 9 日付け林務関係工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた対応についての運用に基づき資材価格を変更する。

(7) 設計変更は、最終変更時(指定部分がある場合には、その指定部分の最終変更時)に行うことを基本とする。

7 特記仕様書記載例

調達検討資材を含む対象工事において、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、特記仕様書記載例により請負者に工事打合簿で通知を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

(特記仕様書記載例)

第〇条 中東情勢の変化等による資材の流通状況を踏まえた対応

1. ナフサを由来とする資材（以下、「調達検討資材」）の調達において、昨今の中東情勢の変化に伴う供給の偏りや流通の目詰まりにより入手の遅延や別途調達に経費が必要となる等の事象が確認された場合は、監督員と協議するものとする。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表一〇 調達検討資材

資材名	規格	備考
硬質ポリ塩化ビニル管	φ〇〇	
塗料用シンナー	〇〇用	

3. 請負者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
4. 請負者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

8 積算方法

- (1) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→	設計変更不可。
設計図書の数量≤証明数量≤積算数量	→	設計変更可。対象数量は証明数量
積算数量<証明数量	→	設計変更可。対象数量は積算数量

注) 設計数量：設計図書に記載されている数量※

積算数量：設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

証明数量：請負者から証明された数量

※変更見込み数量を考慮すること。

設計図書に数量が明示されていない資材については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量を基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出)

- (2) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とし、実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。

当該妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

- (3) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする(諸経費対象)。材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点

での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

(4)本通知に基づく設計変更内容は、愛知県公共工事請負契約約款第26条（スライド条項）の対象外とする。

9 留意事項

発注者は、調達検討資材に供給の偏りや流通の目詰まりにより入手の遅延や別途調達に経費が必要となる等の事象が確認されたと請負者より協議があった場合は、資材注文の遅れといった請負者の責によらないことを確認すること。

施行 令和8年8月19